

## 防衛費と国債

財政学を研究してきた一人として、最近の野放図な財政運営は看過できない。「戦後の不文律捨てる危うさ」と題した、朝日新聞 2 月 22 日の表題社説を抜粋して紹介する。

来年度予算案の衆議院での審議が大詰めを迎えている。戦後初めて、防衛費の調達を目的にする建設国債の発行を盛り込んだ予算案であり、このまま認めれば、「借金で防衛費をまかなわない」という不文律が破られる。悲惨な戦禍から学んだ教訓を投げ捨ててよいのか。熟議もないままに、憲法の平和主義を支える重要な規律を破ることは許されない。政府が提出した予算案は、自衛隊の隊舎の整備や護衛艦の建造費など計 4343 億円を、公共事業費に充てる建設国債でまかなう。従来政府は、防衛費は公共事業とみなしておらず、重大な方針変更にあたる。政府は、昨年末の国家安全保障戦略で海上保安庁と防衛省の連携強化をうたった。そこで、海保の船艇などと同様に「防衛費を建設国債の発行対象経費として整理した」（岸田首相）のだという。だが、海保は法律で軍事機能が否定されている。連携するからといって、予算を同列に扱う理由にはならない。

加えて看過できないのは、首相が「(これまで)赤字国債であったものが建設国債になる」と答弁していることだ。財源不足を穴埋めする赤字国債は、使途が明示されない。だから、その一部は、結果的に防衛費にも利用されていたと言いたいのだろう。

しかし、1965 年度に戦後初の赤字国債を発行したとき、政府自身が「公債を軍事目的に活用することは絶対に致しません」（当時の福田赳夫蔵相）と断言している。岸田首相は、この説明が虚偽だったと主張するのだろうか。予算全体帳尻合わせの赤字国債と防衛費目的と明示した国債発行は、次元が異なる。「戦後レジームからの脱却」を唱えた安倍元首相は生前、防衛費を国債でまかなえばいいと述べていた。首相はそうした主張を漫然と受け入れ、矛盾に満ちた強弁を続けているのではないか。

防衛費と国債の関係は、憲法と財政法の根幹にかかわる。1947 年に施行された財政法の 4 条は、赤字国債の発行を禁じた。それは、健全財政のためだけではなく、当時立法に深く関わった大蔵省の平井平治氏は、『財政法逐条解説』に「公債のないところに戦争はないと断言し得る。本条は憲法の戦争放棄の規定を裏書保証するものであるともいい得る」と記した。大蔵省の正史『昭和財政史』も、平和主義のもとに、戦争財政の苦い経験にかんがみ「公債発行の歯止めを財政法の中にもとめた」と結論づけている。これまで政府は、4 条と平和主義の関係を否定しつつも、国債を防衛費に充てないという一線は守ってきた。

だが、半世紀にわたる風化の積み重ねが、いよいよその不文律にも及んできたのが現実ではないか。辛うじて守られてきた不文律が破られれば、防衛費が青天井で膨張し、平和主義が骨抜きにならないか。周辺国との際限なき軍拡競争を起ささないか。危惧せずにはられない。

(2023 年 2 月 24 日)